

第4章 方法書に対する意見及び事業者の見解

4.1 方法書の公告及び縦覧

「広島県環境影響評価に関する条例」(平成10年条例第21号)第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を公告の日から起算して1か月縦覧に供した。

(1) 方法書の公告・縦覧の概要

1) 公告の日

令和5年11月27日

2) 公告の方法

令和5年11月10日発行の「市政だよりくれ」に掲載するとともに、広島県県報への掲載を行った。

3) 縦覧場所

以下に示す6箇所にて縦覧に供するとともに、呉市ホームページにおいて電子縦覧を実施した。

- ・呉市役所本庁舎 7階環境部環境政策課(広島県呉市中央4丁目1-6)
- ・広島県庁舎南館 3階環境県民局環境保全課(広島県広島市中区基町10-52)
- ・広島県西部厚生環境事務所 第2庁舎3階保健所呉支所(広島県呉市西中央1丁目3-25)
- ・クリーンセンターくれ 1階ロビー(広島県呉市広多賀谷3丁目9-3)
- ・広市民センター 1階ロビー(広島県呉市広古新開2丁目1-3)
- ・阿賀市民センター 1階ロビー(広島県呉市阿賀中央6丁目2-15)

4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間:令和5年11月27日(月)~令和5年12月27日(水)まで
- ・縦覧時間:各所の開庁時間に準じた

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

5) 縦覧者数

縦覧者数は0名であった。

(2) 方法書に対する説明会の開催

「広島県環境影響評価に関する条例」(平成10年条例第21号)第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

表 4.1-1 方法書に対する説明会の実施状況

開催日時	開催場所	参加者数
令和5年12月16日(土) 14:00~15:30	広まちづくりセンター 6階 601 第2小会議室	10名
令和5年12月16日(土) 19:00~20:30		2名
令和5年12月23日(土) 14:00~15:30	阿賀まちづくりセンター 2階 講談室	2名
令和5年12月23日(土) 19:00~20:30		4名

(3) 方法書についての意見の把握

「広島県環境影響評価に関する条例」(平成10年条例第21号)第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

1) 意見書の提出期間

令和5年11月27日(月)から令和6年1月11日(木)

2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。

- ①呉市環境部環境政策課への書面の提出(郵送または持参)
- ②縦覧場所に設置した意見書箱への投函

3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は4通5件であった。

4.2 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

「広島県環境影響評価に関する条例」（平成 10 年条例第 21 号）第 8 条の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出に述べられた環境の保全の見地からの意見は 3 通 3 件であった。

意見の概要を表 4.2-1 に示す。

表 4.2-1 環境影響評価方法書に対して述べられた環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

No	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
1	測定地点が国道 185 号よりも南側に偏っています。住宅地などは北側に多く、海側からの風の影響もあるので大気質や悪臭物質等の調査地点は北側に設けた方がいいと思います。	国道 185 号の北側では呉市が大気質や騒音等の調査を定期的を実施しております。これら測定値も踏まえながら、環境影響評価準備書では予測・評価を行いました。
2	景観調査地点に灰ヶ峰を選定されていますが、大空山の方が計画施設を視認できると思います。調査地点に設定していただきたいです。	大空山公園外周部に存在する樹木により、園内の展望台や休憩所から、計画施設が視認しづらいことから、より計画施設が視認できる地点を景観調査地点として選定いたしました。
3	騒音、振動、粉じん等は対象事業実施区域に最も近い地点が厳しい数値が測定されると思われます。調査地点に対象事業実施区域の周辺が含まれていないのは、最初から良い予測データが得られる地点を選択して調査地点を決めたと思われれます。	方法書 p3-15 (33) や p3-18 (36)、p3-20 (38) に（準備書では p3-15 (37) や p3-18 (40)、p3-20 (42)）整理するとおり、既存施設（クリーンセンターくれ）の煙突や敷地境界上では事業者が自主測定として大気質や騒音、振動の測定を行っております。これら測定値も踏まえながら、環境影響評価準備書では予測・評価を行いました。

4.3 方法書に対する広島県知事の意見の概要及び事業者の見解

「広島県環境影響評価に関する条例」（平成 10 年条例第 21 号）第 10 条の規定に基づいて、方法書に対しての広島県知事の意見及び事業者の見解を表 4.3-1 に示す。

表 4.3-1 環境影響評価方法書に対して述べられた意見と事業者の見解

No	広島県知事の意見	事業者の見解
1	環境影響評価準備書の作成にあたっては、調査・予測・評価の結果を可能な限り定量的に示すこと。また、環境保全措置の内容を具体的に記載すること等により、市民にとってわかりやすい内容にすること。	環境影響評価準備書では、「広島県環境影響評価技術指針」等を参考に、調査・予測・評価の結果を可能な限り定量的に示すとともに、環境保全措置の内容を具体的に記載しています。また、市民にとってわかりやすい内容となるよう、表現に留意いたしました。
2	最新の事業計画や地域概況の更新等、環境影響評価方法書及びその要約書に記載がある内容の変更については、環境影響評価準備書以降の図書において変更・追記すること。	環境影響評価準備書では、環境影響評価方法書以降に検討された事業計画内容や更新された地域概要についてそれぞれ追記・更新いたしました。
3	環境影響評価準備書の作成にあたっては、公害防止（騒音・振動及び悪臭の自主基準値）、余熱利用、残渣処理及び造成について、より具体的な内容とすること。	環境影響評価準備書では、公害防止（騒音・振動及び悪臭の自主基準値）、余熱利用、残渣処理、施設配置図（案）について、具体的な内容を追記いたしました。
4	排出ガスについて、周辺事業場からの排出ガス等による影響を考慮した上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。	環境影響評価準備書では、周辺事業場からの排出ガス等による影響を含んだ現地調査結果をバックグラウンド濃度として用い、予測・評価を行いました。
5	施設の建設における資材等の運搬や施設稼働時における廃棄物搬出入に伴う車両から排出される排ガスや粉じんについて、周辺環境に配慮し、低減対策を検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。	施設の建設における資材等の運搬や施設稼働時における廃棄物搬出入に伴う車両から排出される排ガスや粉じんに対する環境保全措置を検討するとともに、最新の科学的知見に基づき調査・予測・評価を行いました。
6	施設の建設における資材等の運搬に伴う道路交通騒音及び振動について、搬入主要道路においては、走行車両等の増加による影響を可能な限り回避・低減するよう検討し、適切に調査・予測・評価を行うこと。	施設の建設における資材等の運搬に伴う道路交通騒音及び振動に対する環境保全措置を検討するとともに、最新の科学的知見に基づき調査・予測・評価を行いました。
7	近隣市町の設定している臭気指数の自主基準値を考慮しつつ、悪臭防止設備の具体を明らかにするとともに、悪臭の一層の低減に努めること。	環境影響評価準備書では、近隣市町が定める臭気指数の許容限度を用いた予測評価を行いました。また、施設の稼働に伴った悪臭影響の防止・軽減に向け、具体的な悪臭防止対策を検討し、その内容を整理いたしました。
8	施設の稼働に伴う排ガスに含まれるダイオキシン類の発生を可能な限り回避・低減するよう検討し、適切に調査・予測・評価を行うこと。	施設の稼働に伴う排ガスに含まれるダイオキシン類に対する具体的な対策を記載するとともに、最新の設計値に基づき予測・評価を行いました。
9	事業計画地は、呉市景観計画区域に該当することに留意し、予測にあたっては、工作物の構造、色彩や植樹等の複数の環境保全措置を比較検討しながら行うこと。	準備書段階では、民間事業者から計画施設に対する技術提案書を受け入れている段階であることから、複数の民間事業者からの施設形状を複数比較し予測を行いました。計画施設の色彩やデザインへの配慮に関しては、審査講評以降に検討をすすめます。
10	計画施設近隣の虹村公園や広公園へのアクセスルートが資材運搬車両等の走行ルートと重複すると想定されることに留意すること。	計画施設近隣の虹村公園や広公園へのアクセスルートで資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に伴う影響について、予測・評価を行いました。
11	工事中及び施設稼働時において発生する廃棄物について、種類ごとの発生量を把握し、発生量の抑制及びリサイクル等の再利用を検討し、適切に調査・予測・評価を行うこと。	工事中及び施設稼働時において発生する廃棄物について、種類ごとの発生量を把握し、発生量の抑制及びリサイクル等の再利用を検討し、適切に調査・予測・評価を行いました。
12	施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガスについては、「呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を踏まえ、長期的な温室効果ガスの削減を検討すること。	施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガスについては、「呉市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、長期的な温室効果ガスの削減の検討を行いました。
13	予測にあたっては、発電、廃熱回収などの複数の環境保全措置を比較検討し、温室効果ガス排出量の間接的な削減効果についても評価すること。	予測にあたっては、発電、廃熱回収などの削減効果を検討したうえで評価を行いました。